

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和4年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条第1項の規定により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条各号において、市町村長が行う事務について定めがあり、また特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則により、各種請求及び届出書の市町村長の経由に関する規定及び所定の事項の審査に関する規定が定められている。このことにより、市は特別児童扶養手当受給者（請求者）、その配偶者、扶養義務者及び児童等における住民記録情報、税情報、障害の程度及び年金受給情報等による受給資格の審査を行い、受理した書類及び各種通知等に係る受給者（請求者）等と府の間の経由を行う。これらの特別児童扶養手当に関する事務を行うに当たり、以下の業務について特定個人情報を取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①各種請求（認定・額改定・未支払等）の受理②各種請求（認定・額改定・未支払等）に係る事実の審査③各種届出（所得状況・喪失・減額・諸届等）の受理④各種届出（所得状況・喪失・減額・諸届等）に係る事実の審査⑤各種請求・各種届出等に対する応答⑥特別児童扶養手当の認定・支給に関する処分についての通知の経由及び特別児童扶養手当証書の交付等⑦特別児童扶養手当の支払・過払金返還請求に係る事務⑧他自治体間等における特別児童扶養手当受給状況等の適正な事務の執行に必要な事項の照会及び回答⑨官公署等に対する資料の提供等の求め⑩特別児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム・統合宛名管理システム・住民基本台帳システム・宛名・納付システム・個人住民税システム

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 項番46</p> <p>○内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 (住所)〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 (電話)06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 こども部 こども政策課 (住所)〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 (電話)06-6902-6186

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I. 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年11月30日	II 1 対象人数	平成31年3月31日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	再実施に伴う時点計数の変更
令和1年11月30日	II 2 取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	再実施に伴う時点計数の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 項番66 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 項番66 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116	事後	法律の改正に伴う変更
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別児童扶養手当システム・統合宛名管理システム・中間サーバ・住民基本台帳システム・宛名・納付システム・個人住民税システム	特別児童扶養手当システム・統合宛名管理システム・住民基本台帳システム・宛名・納付システム・個人住民税システム	事後	見直しによる修正(重要な変更当たらない。)
令和4年10月1日	I. 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 項番46「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 ○内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号 ・37-1「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・37-2「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務」 ・37-3「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・37-4「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」 ・37-5「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別児童扶養手当に係るものに限る。)」 ・37-6「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条の資料の提供等の求めに関する事務」 ・37-7「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 項番46 ○内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号	事後	見直しによる修正(重要な変更当たらない。)
令和4年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	見直しによる修正(重要な変更当たらない。)
令和4年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 項番66 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116	削除	事後	見直しによる修正(重要な変更当たらない。)